

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目 次

第 1 号(5月27日)

招集告示.....	2
議事日程.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のための出席者.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
会計管理者あいさつ.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
管理者招集あいさつ.....	6
議案第1号.....	7
報告第1号.....	8
閉会の宣告.....	9

招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第9号

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を、次のとおり招集する。

期 日 平成20年5月27日(火) 午後3時00分

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい会議室

平成20年5月8日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

平成20年5月27日(火)

午後3時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員給与の特例に関する条例の制定について

日程第 4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

出席議員(12名)

1番	土屋裕彦	2番	長谷川則夫
3番	石井昭一	4番	津久井清氏
5番	古沢由紀子	6番	佐藤尚文
7番	池ヶ谷富士夫	8番	岩田典之
9番	小泉文子	10番	月野隆明
11番	松井節男	12番	高城幸治

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清水聖士
副管理者	本多晃
副管理者	中村教彰
会計管理者	中台茂
監査委員	渡邊義一
事務局長	大野一郎
事務局次長	湊明彦
総務課長	川上利一
あじさい所長	湊明彦
しらさぎ所長	池森忠満
周辺整備室長	石原秀樹
主 幹	鈴木木実(柏市廃棄物政策課長)

主	幹	川	村	明（白井市環境課長）
主	幹	稲	生 哲	彌（鎌ヶ谷市クリーン推進課長）

事務局職員出席者

総務課長補佐	笠	井	雅	之
しらさぎ所長補佐	伊	藤	勇	雄
周辺整備室長補佐	渡	邊	直	巳
総務課財政係長	中	澤	淳	容
あじさい管理係	島	田	朋	也
周辺整備係	沼	中	裕	一 郎
総務課庶務係	篠	宮		武
総務課庶務係	田	中	宏	明

午後 3時00分 開会

開会の宣告

○議長（松井節男君） 皆様、本日は公私ともご多忙の中ご参集をいただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件であります。配付漏れがないかお調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

会計管理者あいさつ

○議長（松井節男君） ここで、本年4月1日より新しく中台茂会計管理者が就任しておりますので、自席にてごあいさつをお願いいたします。

会計管理者。

○会計管理者（中台 茂君） 本年4月1日をもちまして当組合の会計管理者として鎌ヶ谷市からまいりました中台茂と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。（拍手）

○議長（松井節男君） ありがとうございます。以上で紹介を終わります。

会議録署名議員の指名

○議長（松井節男君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に6番、佐藤尚文議員及び7番、池ヶ谷富士夫議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（松井節男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

管理者招集あいさつ

○議長（松井節男君） それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案1件、報告1件であります。これらの案件に先立ちまして、さわやかプラザ軽井沢に関するご報告をさせていただきます。

さわやかプラザ軽井沢は、余熱利用還元施設として平成13年5月に開館し、組合議員を初めとする関係各位のご支援とご協力を賜りながら、はや8年目を迎えることができました。近年では、類似施設が相当数開設したことを主な要因として、入館者数が年々減少傾向を示しておりました。このため、民間ノウハウを生かした活性化と経費縮減を目的として、平成19年度から指定管理者による管理運営を行ってきたところであります。

しかし、本年2月にミナト興業株式会社から指定管理の辞退届が提出されたことに伴い、利用者に影響を与えないことを最優先し、急遽直営方式へ切りかえを行うべく、2月定例会におきまして関係条例及び予算の議決をいただいた次第であります。

この結果、現在まで混乱や支障を来すことなく運営を継続できており、議員各位及び関係機関の多大なるご支援、ご指導並びに利用していただいている皆様に対しまして厚く感謝しているところであります。

指定取り消しから年度当初にかけての緊急避難的な対応が一応終息したことを踏まえ、今後の講ずべき対応策としましては、次の3点であると考えております。1点目は、民事再生法における法的な対応です。旧指定管理者であるミナト興業株式会社は、4月14日に千葉地方裁判所に再生手続開始の申し立てを行い、5月9日に同手続開始の決定がされたところです。現在は鎌ヶ谷市の顧問弁護士のご指導を受け、協定書に基づく債権の申し出を準備しているところでございます。

2点目は、指定管理辞退に至った経過及び問題点の検証と再発防止に向けた改善策の検討についてであります。このため組合職員と構成市の担当課長及び指定管理者制度に精通する職員を加えた検証委員会を設置してまいります。この検証委員会は、おおむね8月までに検証、検討を重ね、議員の皆様にも正式に報告ができるよう考えている次第であります。

3点目は、新たな指定管理者の指定についてであります。さわやかプラザ軽井沢をめぐる運営環境は、今後ますます厳しさを増してくるものと思われれます。したがって、経費の縮減のみならず、利用者ニーズに機敏に対応できる総合的な健康増進施設として活性化を図るためにも、再び指定管理

者による運営が必要であります。このため、検証委員会の結果等も踏まえ、できるだけ早い時期に新たな指定管理者を指定し、管理運営を移行していきたいと考えております。

組合管理者として、今回の指定管理取り消しにかかわる一連の事態を招いてしまったことに対しまして、改めてその責任を痛感し、深くおわび申し上げる次第であります。今後は、先ほどの3点を遺漏なく適切にとり行いながら、利用者を初めとして、関係機関への信頼回復に努めてまいりたいと決意しているところであります。議員の皆様におかれましても、引き続きご指導とご支援を重ねてお願い申し上げます。

それでは、これより今回上程いたしました案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、人件費抑制のために、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につき、回答期日までに議会を開催するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上がこのたびご提案いたしました案件の概要であります。詳しくは担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第1号

○議長（松井節男君） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、鎌ヶ谷市に準じ、人件費抑制のため、所要の特例を定めようとするものでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思います。第1条は、職員の給料の特例に関する規定です。第1項は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給料に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給料に関する条例の行政職給料表の適用を受ける職員の給料について、給与条例第4条の2に規定する職員、再任用職員でございますが、これを除き、平成20年6月1日から8月31日までの3カ月間を特例期間とし、この間の給料月額を職務の級が7級以上の職員は100分の2、6級以下の職員は100分の1を減額すること、また鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7号から9号までの規定により支給される額、現給保障でございますが、これについても同様とすることを規

定いたします。

第2項は、各手当の算出基礎となる給与月額に関する規定で、特例期間における地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には第1項の規定は適用しないことを規定しております。

第2条は、昇給させる場合の号給数の特例に関する規定で、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の昇給については、昇給幅を「4号給」から「2号給」に削減するため、鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第11項の規定の適用について、同項の規定中「4号給」を「2号給」と読みかえて適用することを規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成20年6月1日とすることを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

報告第1号

○議長（松井節男君） 日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚目をご覧ください。専決処分の内容は、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議で、専決処分日は3月5日でございます。

内容は、消防救急無線設備の広域化及び共同化を進め、全県域でその整備及び管理を行うに当たり、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議をしようとするものでございました。

規約変更には、構成する団体の議会の議決を得た上での協議が必要となりますが、千葉県市町村総合事務組合からの正式な依頼は、同組合を組織する県内市町村の3月議会に間に合うように手続がなされているため、組合の2月議会には上程することが困難でございました。このため専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、各構成市の3月議会の議案と同様の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井節男君） 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井節男君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後 3時14分 閉会